

## 県産木材使用における工事成績評定の考え方（令和3年度改定）

（土木工事提出書類の改定等にもなう一部見直し）

### 適用対象工事

令和3年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用

### 工事現場における工事看板・バリケード等の県産木材の優先使用について

#### 【評価基準(案)】

当面は、県産木材の優先使用を推進するため、評価基準を次のとおりとする。

※評価については、工事費用として個別に計上していないもののみを対象とする。

工事用看板、バリケード等は次の1)かつ2)かつ3)を充たした場合に評価

- 1) 主たる工事看板標準断面図板(様式第1号)等については、県産木材木製看板とする。
- 2) 工事看板・バリケード等を新規に製作する場合は、県産木材を使用したものとする。
- 3) 工事用看板等の当該工事での県内産木材の購入量が0.1m<sup>3</sup>以上なら評価の対象とする。

※確認方法は、任意提出の「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」及び徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書（これによりがたい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類）を受領した場合は、内容を確認する。さらに、現場において、立会により確認し、使用状況の分かる工事写真を納める。